

東旭川支所米飯出張所について

令和8年4月に東旭川農協豊田支所が廃止されることに伴い、同所内に開設している東旭川支所米飯出張所の存置が困難となったため、地域住民との意見交換会を経て、対応の方向性について一定の整理を行った。

1 経過

令和7年5月 東旭川農協が理事会で豊田支所の廃止（令和8年4月17日付け）を決定。
市においても廃止の事実及び米飯出張所が使用できなくなることを確認。

令和7年6月 地域住民（東旭川町豊田、米原、瑞穂地区）対象の意見交換会（全3回）を
～8月 開催。合わせて個別訪問も実施。

2 対応策

地域における行政サービスを可能な限り低下させぬよう、申請者から電話申請を受け、支所職員が申請者の自宅まで証明書等を配達する「**（仮称）証明書等宅配サービス**」を実施する。

（1）対象者

東旭川町豊田、米原、瑞穂地区の住民260世帯493人（令和7年8月1日現在）

（2）開始時期

令和8年4月20日（予定）

（3）その他

本サービスの名称に関わっては、愛称を募集し決定する予定。（令和7年12月決定予定）

